

中央環境審議会水環境部会の小委員会の設置について（案）

平成 2 2 年 月 日

水 環 境 部 会 決 定

中央環境審議会議事運営規則（平成 1 8 年 3 月 1 3 日中央環境審議会決定）  
第 8 条第 1 項の規定に基づき、中央環境審議会水環境部会に置く小委員会について次のとおり定める。

1. 中央環境審議会水環境部会に、地下水汚染未然防止小委員会を置く。
2. 地下水汚染未然防止小委員会は、地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について調査審議する。
3. 地下水汚染未然防止小委員会の決議は、部会長の同意を得て、水環境部会の決議とすることができる。
4. 部会長は、地下水汚染未然防止小委員会に出席し、意見を述べるができる。